

# 海外駐在員の健康と医療

## —海外進出企業に求められる役割とは

海外医療支援協会 理事・事務局長  
株)日本リスクマネジメント

代表取締役 酒井悦嗣

企業にとって、駐在員とその帯同家族が日本国内にいるのとほぼ同様の医療サービスを海外で受けられる環境の整備は重要である。日本国内の医療制度と異なる環境の中で、海外旅行保険（海外駐在員保険）を利用してそのレベルを保つためには、関係者がそれぞれの目的と機能の違いを理解して必要な技術的対応を行わない限り、将来的に維持することが難しくなるであろう。その現象の1つが海外駐在員保険の保険料（掛け金）の高騰である。

### 費用もサービスも均一の日本

日本国内では全員に健康保険があり、ほとんどの医療機関は健康保険医である。従って、いつでもどの医師からでも診療を受けることができる。しかも医療費は全国均一でありわずかな自己負担金で受診できるため、気軽に医療機関を利用する日常がある。このサービスレベルを基準として、海外でも同様の医療サービスを受けようとすると費用面での負担が大きく発生する。

一例を挙げると、日本国内で医師の診察を受けた場合、初診料は2700円、再診料は690円（200床以上の病院は700円）となる。これは健康保険が決めた診療報酬点数に10円を乗じた額で算出されるもので、日本全国共通である。従って医療サービスは小さな負担で受けられ、しかも法律に基づく公保険であるため頻繁に受診して医療費を多く使った人もそうでない人も保険料は変わらない。患者と医師（医療機関）と健康保険の信頼関

係は堅固であり、患者は安心して医師の診療を受けられる。医師のほとんどは誠実に制度を守り、正確に医療費の請求を行い、健康保険もその請求を尊重して請求額を認めて支払いをしている。日本国内では当然とされる「医療費の値下げ交渉は必要性がない」ことは、海外の関係者が大いに驚くところである。

### 高騰しがちの海外医療

海外では、多くの企業が海外駐在員保険により治療費用などを負担しているが、国内との違いは民営の保険に依存することである。民営の保険は、支払保険金に保険会社の経費・利益を加えた総額を基に保険料率を算出している。海外の医療文化は日本と異なっており、その中で関係者が直面する問題点について次に考えてみよう。

#### 保険制度

WHOは、2000年に国民皆保険を含めた日本の公的医療保険制度に対し「世界最高の評価」を与えている。また、OECD（経済協力開発機構）の加盟国中でもその充実度は最高レベルと言われているが、海外では概して3つの制度に分けられる。第1に国営医療制度を採用している英国、カナダ、スウェーデンなどのように税金を財源として公的医療機関によるサービス提供を行う国々、第2に社会保険制度を採用している日本、ドイツ、フランス、オランダなどのように社会保険を財源にして公的医療機関と民営医療機関の双方による